

「外国人のための日本語教室」運営委託仕様書

1 目的・内容

市内に在住・在勤する（定員に余裕がある場合はこの限りではない）外国人および海外出身者が日常生活に必要な日本語を習得できるよう日本語教室を開催・運営する。

また、地域と外国人の交わりの拠点として、立川市や他団体と協働して、防災教育や生活情報を提供する機会を設ける。

2 期 間

委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 開催日時および回数

木曜教室（柴崎） 原則として木曜日 10:00～11:30

土曜教室（柴崎） 原則として土曜日 19:00～20:30

西砂教室 原則として土曜日 19:00～20:30

年間を通じて、木曜教室（柴崎）40回、土曜教室（柴崎）40回、西砂教室40回、合計120回開催することとする。

学習館での開催の他、オンラインによる授業も受講者や講師の調整により実施することができる

4 会 場

○柴崎学習館【第一教室・作業室・第二視聴覚室・保育室】を使用する。

○西砂学習館【第1実習室・会議室】を使用する。その他必要に応じて手配すること。

上記教室が使用できない場合は、同館内の他教室で行うこととする。

5 講師の派遣等

受注者は、教室の開催にあたり、受講者の人数に応じて講師を派遣する。また、講師のレベルアップを図る研修にも努めるものとする。

講師は、外国人等の個別の文化的背景の理解に努めるとともに、丁寧な接遇を心がけること。

6 受講者の定員

各教室の定員は、木曜教室、土曜教室（柴崎）はおおむね50人、西砂教室はおおむね40人とする。ただし、各部屋の利用者数は、常に利用学習館の運用基準を厳守すること。

7 受講者の募集と受講意思の確認

初級・中級レベルの受講者を優先的に受け入れることとする。上級者（N1、N2レベル程度）については、グループ学習への切り替えや受講修了とする。（定員に余裕がある場合はこの限りではない）

市の広報等に受講者募集の記事を掲載し、受講者の募集に努めることとする。また、受講の意思を確認するため、教室への申込み手続きを実施する。長期に欠席している受講者については、継続する意思の有無の把握に努めることとする。

8 受講料及び教材費他

受講料は無料とし、教材費は必要に応じて実費を徴収できるものとする。

9 保 育

柴崎教室（昼間）（夜間）は、受講者が幼児を同伴して出席した場合には、必要に応じてその保育に対応するものとする。

10 防災教育や生活情報の提供について

年1回以上、防災教育や、生活情報を提供する事業を実施すること。実施の際は、立川市や他団体と協働し、内容について協議するものとする。

11 報告書の提出

別紙様式1に定める「実績報告書」を各教室別に、期ごと（第1期：4月～7月分 第2期：8月～1月 第3期：2月～3月）に作成し、立川市市民生活部市民協働課に提出することとする。

また、前項10の事業については、年度末に別紙様式2「防災教育等事業報告書」を作成し、立川市市民生活部市民協働課に提出することとする。

12 委託料の請求

受注者は、期ごとに、当該期間に実施した委託業務の代金を発注者に請求するものとする。

13 その他

本事業の実施にあたり、事故等が発生した場合は、速やかに市へ報告するとともに、解決に向けて責任を持って対応し、その対応や経過についても、速やかに市へ報告すること。また、業務の実施に当たり、必要となる保険を付保すること。

14 疑 義

本仕様書ならびに契約書に規定しない事項については、発注者の指示に従うことを原則とするが、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が誠意を持って協議のうえ、処理することとする。

(様式1)

「外国人のための日本語教室（ ）」報告書

1 期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 クラス 木曜教室（柴崎） 土曜教室（柴崎） 西砂教室

3 受講者等の数

月/日	受講者	講師・ スタッフ	保育児	月/日	受講者	講師・ スタッフ	保育児
/	名	名	名	/	名	名	名
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
/				/			
				合計	名	名	名

*出席者・スタッフ欄の（ ）はオンライン授業内数

4 入会者（受講者）

	人
--	---

5 講師等スタッフ名簿

以上のとおり報告します。

受注者

印

(様式2)

防災教育等事業報告書

1. 実施日時 令和 年 月 日

: ~ :

2. 場 所

3. 内 容 防災等 生活情報 その他

--

4. 参加者数

受講者	人
ボランティア	人
その他	人
合計	人

* 「防災教育等事業」は年1回以上実施し、「報告書」は、年度末に提出すること。